

渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、伝統文化の継承及び地域の活性化を図るため市内で実施される地域の小さなおまつり又は行事を行う団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等が実施するおまつり又は行事に必要な備品等を整備する事業とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、渋川市内の自治会及び地区自治会連合会（以下「自治会等」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自治会等が実施するおまつり又は行事に必要な備品等に係る経費とし、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし、5万円を限度とする。

2 前項の補助金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、会計年度当たり1団体1回限りとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内 容
備品購入費	太鼓、獅子頭、提灯、人形、お面等
被服・装飾費	法被、衣装等
修 繕 費	御輿修繕、山車修繕等
記録編纂費	おまつり又は行事の記録冊子作成、記録写真・映像の編纂等